



2023年7月24日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテックホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 賀 賢 漢
(コード番号：6890 東証スタンダード市場)
問 合 わ せ 先 I R 室 長 野 田 耕 一
(0 3 - 3 2 8 1 - 8 1 8 6)

(開示事項の経過) 当社中国持分法適用会社に対する訴訟及び控訴の経過に関するお知らせ (亜翔)

株式会社フェローテックホールディングス（代表取締役社長 賀 賢漢、以下「当社」）は、2023年1月10日付開示「(開示事項の経過) 当社中国持分法適用会社に対する訴訟及び控訴の経過に関するお知らせ (亜翔)」にて開示しました杭州中欣晶圆半导体股份有限公司（以下、「CCMC」）と亜翔系统集成科技（蘇州）股份有限公司（以下、「亜翔」）との訴訟のうち、原告がCCMC、被告が亜翔とする訴訟に関し判決が下されましたので、開示事項の経過として下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件訴訟の相手方の概要

(1) 名 称	亜翔系统集成科技（蘇州）股份有限公司（亜翔）
(2) 所 在 地	中国江蘇省蘇州工業園区方達街33号
(3) 代表者の役職・氏名	法定代表人 姚祖驥

2. 当社持分法適用会社の概要 (2023年3月31日現在)

(1) 名 称	杭州中欣晶圆半导体股份有限公司 (CCMC)
(2) 所 在 地	中国浙江省杭州市錢塘新区東壩路888号
(3) 代表者の役職・氏名	法定代表人 賀 賢漢
(4) 事 業 内 容	半導体ウエーハの製造・販売
(5) 資 本 金	5,032百万中国元 (約974億円)
(6) 当 社 出 資 比 率	23.05%

※為替レート：1人民元=19.35円

3. 訴訟の経過

- ・当社の持分法適用会社であるCCMCは、亜翔から2019年6月6日付で、クリーンルーム設置工事代金等総額1億28百万元（約24億7千7百万円）についての支払いを求める訴訟を浙江省杭州市中級人民法院に提起されました（以下、「CCMC被告訴訟」）。
 - 2021年11月12日、浙江省杭州市中級人民法院は、CCMCに対して、亜翔に対する工事代金等総額1億9百万元（約21億9百万円）及びその遅延損害金の支払を命じる1審判決を言い渡しました。
 - 2021年12月10日、CCMCは当該判決を不服として浙江省高級人民法院に控訴し、受理されました。
 - 2022年5月24日、浙江省高級人民法院は、控訴審において、審理不十分として、原判決を取り消し原審である浙江省杭州市中級人民法院に差し戻す旨の判決を言い渡しました。
 - 2023年4月11日、本訴訟に関し浙江省杭州市中級人民法院から、CCMCは、亜翔に対し、工事代金等総額1億1千万元（約21億2千9百万円）及びその遅延損害金等の支払を命じる判決が言い渡されました。2023年4月18日、CCMCは本訴訟の判決文の送達を受領しました。

-2023年4月26日、亜翔は当該再審判決を不服として、に浙江省高級人民法院に控訴いたしました。また、CCMCは、2023年4月26日に当該再審判決を不服として同高級人民法院に控訴し、2023年5月4日に正式受理されました。

-現在、CCMC被告訴訟については、浙江省高級人民法院において係争中であります。

- 一方、2019年6月25日付開示「当社中国子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、2019年6月13日付で、CCMCは亜翔に対しクリーンルーム設置工事についての工期遅延、工事品質不合格による違約金総額6千9百萬元（約13億3千5百萬元）及び本件に係る訴訟費用、保全費についての支払いを求める訴訟を浙江省杭州市中級人民法院に提起しました（以下、「本訴訟」）。その後、2021年12月17日付開示「（開示事項の経過）当社中国持分法適用会社に対する訴訟及び控訴の経過に関するお知らせ」での記載を含め下記に経過報告をいたします。

-2020年10月19日、浙江省杭州市中級人民法院より、CCMCの訴訟請求を棄却し、本件案件受理费は、CCMCが負担する旨の第一審判決書が送達されました。

-2020年11月4日、CCMCは当該判決を不服として、浙江省高級人民法院に控訴いたしました。

-2021年4月1日に浙江省高級人民法院より浙江省杭州市中級人民法院の第一審判決を破棄差戻しとする旨の第二審判決書が送達されました。

-2022年12月26日、本訴訟に関し、浙江省杭州市中級人民法院は、CCMCの訴訟請求を棄却し、本件案件受理费は、CCMCが負担する旨の判決を言い渡しました。

-2023年1月6日、CCMCは当該判決を不服として、浙江省高級人民法院に控訴状を提出しました。

4. 判決の要旨

(1) 裁判所 浙江省高級人民法院

(2) 判決日 2023年7月17日（送達受領日：2023年7月19日）

(3) 判決主文の概要

- ・ 上訴を棄却し、原判決を維持する。

5. 今後の見通し

中国の裁判は二審制であり、第二審判決が最終の確定判決となります。

なお、CCMCは、前期時点でこれらの訴訟に関する債務を合理的に見積り、同社の財務諸表に既に計上済です。本件が、当社の今期以降の業績に与える影響は軽微と考えられますが、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上